警察署協議会議事録

| 協議会名 | 令和6年第3回宮城県南三陸警察署協議会 |
|------|--|
| 開催日時 | 令和6年11月28日(木)午後4時00分から午後5時15分まで |
| 開催場所 | 宮城県南三陸警察署大会議室 |
| 出席者等 | 1 協議会委員 佐藤信一会長、舘寺俊明副会長、阿部洋子委員、阿部恵美子委員 2 警 察 署 署長以下 9名 署長、次長兼警備課長、警務会計課長、警務会計課課長代理、生活 安全課課長代理、地域課長兼生活安全課長、刑事課長、交通課長、警 備課課長代理 |
| 議事概要 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

別紙

1 報告事項

(1) 秋の交通安全運動及び地域安全運動の実施結果について【署長】 署長から、秋の交通安全運動及び地域安全運動の実施結果につい て説明がなされた。

【委員】

最近町内で交通事故が増加しているのではないか。また、県内で 死亡事故が多発しているのが気になるので、今後の対策を伺いたい。

【交通課長】

管内の交通事故の発生状況は、人身事故が前年と同数であり、物件事故は前年と比べて減少している。

また、県内の交通死亡事故は、前年と比べて増加しているが、当 署管内の交通死亡事故は、ゼロを継続している。

今後の対策は、国道などの主要道路における赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒や駐留など「見せる・見える」警戒活動を強化するとともに、薄暮時における早めのライトオンの広報や歩行者に対する反射材の着用を呼びかける予定である。

議事概要

【委員】

南三陸町内で大きな交通事故の発生があったのか伺いたい。

【交诵課長】

10月中は、ドクターヘリにより搬送される交通事故が発生したものの、軽傷の事故であり、重傷事故の発生はない。

毎年11月及び12月は、交通事故の発生が多発する傾向にあることから、警戒を強化する予定である。

(2) 年末年始特別警戒出動式の開催及び一日警察署長の委嘱について 【署長】

署長から、年末年始特別警戒出動式の開催及び一日警察署長の委嘱について説明がなされた。

【委員】

最近のSNS利用による犯罪等は、もはや遠い町の出来事ではなく、 南三陸町でも発生する可能性があると懸念している。

また、仙台市太白区において発生した職住分離の店舗侵入による窃盗事件は、南三陸町でも起こり得る事案である。

年末年始は、慌ただしく、そのような事件・事故の発生が懸念される時期なので、より一層、警察官による警戒強化を願いたい。

【地域課長】

最近のSNS利用による犯罪や仙台市太白区で発生した職住分離店

舗に対する窃盗事件については、認識している。

当署においては、12月1日に年末年始特別警戒出動式を実施し、 町民の皆さんが安心して生活できるよう「見せる・見える警戒」を 強化する予定である。

【委員】

関東方面で闇バイトによる強盗事件が多発している。南三陸町に おいても発生が懸念されるので警戒願いたい。

【地域課長】

当署においては、年末年始特別警戒出動式を実施し、町民が安心して生活できるよう警戒を強化するが、犯罪の抑止には、不審者等の情報提供も非常に重要となる。

よって、これまで同様、少しでも不審に思った際は、遠慮なく警察に情報提供していただき、地域の力でも犯罪抑止に努めて欲しい。

(3) 南三陸警察署禁煙チャレンジについて【署長】

署長から、当署の独自施策である禁煙チャレンジについて説明が なされた。

議事概要

【委員】

警察職員は、心身共に健康でなければ勤まらないことから、通年 で取組をしてはいかがか。

【委員】

喫煙者にとっては辛いと思うが、喫煙は体に悪影響を及ぼすので、 これを機に禁煙を勧めたい。

【署長】

禁煙チャレンジについては、実施結果及び職員の心身の健康維持のためにも年度末まで延長することとした。今後も署員の心身の健康管理に努めていく。

2 意見・要望等

各委員から、次の意見がなされた。

(1) 国道の除草作業について

【委員】

10月に国道45号折立交差点付近の除草作業を行っていただいたが、 見通しがあまり良くなかったことから、除草範囲を大きくして欲しい。

【交通課長】

道路における除草作業は、町道は南三陸町、県道は県、国道45号は国土交通省でそれぞれ実施することになっている。

折立交差点は、国道の交差点であることから、道路管理者である 国土交通省気仙沼国道維持出張所と合同による現場点検を実施した 上、除草の依頼をしたものである。

今後も視認性が悪い時は、道路管理者に対して、除草作業依頼を 実施する予定である。

(2) 信号機対策について

【委員】

朝、夕、逆光により、信号機が見えづらくなっており、交通事故などの発生が懸念されることから、警戒を徹底していただきたい。

【地域課長】

パトカーを中心に早朝、薄暮の警戒を徹底し、交通事故防止活動 を推進していくこととする。

(3) 横断歩道の停止義務について

【委員】

横断歩道の停止義務違反について、自車が停止していても、対向 車両が停止しない場合があり、危険を感じる。対向車両に対して、 危険を促す意味でパッシングをする行為の是非について教示願いた い。

【交通課長】

横断歩道の停止義務は、自車が停止するのは当然であり、対向車両も、停止しなければ違反となる。ただし、対向車両にパッシングする行為は、その意図が正確に伝わらず、交通事故などを引き起こす可能性もあることから、慎重にしなければらない。

3 次回の開催連絡

【警務会計課課長代理】

次回の警察署協議会の開催は、令和7年2月中旬ころの開催を予定している。

議事概要